

平成27年 8 月25日（火）

津島市教育委員会社会教育課（落合、八神）

電話番号0567-24-1111（内線2280）

神守公民館の廃止に関する議案

＜議案名＞議案第62号 津島市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
及び
議案第63号 津島市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正内容

・神守公民館を地元コミュニティに移管できるよう、津島市公民館の設置及び管理に関する条例第2条表中及び別表中神守公民館の項を削るもの。（議案第62号）

・神守公民館内に置かれていた図書館分室を生涯学習センターに移転するため、その設置及び管理に関する条例の一部を改正するもの。（議案第63号）

2 改正理由

神守公民館をコミュニティ推進協議会の拠点施設として移管できるよう、またそれに伴い図書館分室を移転するため、規定を整備する必要があるため。

3 参考事項

施行期日 （改正後の条例は平成28年4月1日から適用）

